

平成30年

第4回市議会定例会 議案第7号

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（平成6年函館市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改
め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条の2中「（函館市長の選挙における候補者に限る。第5条の4
において同じ。）」を削り、「同条」を「第5条の4」に改める。

第5条の4中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第8条中「261円3銭」を「268円48銭」に、「11万5,500
円」を「11万8,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2の改正規
定および次項の規定は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の2の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の
施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日
までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担とすることとし、および選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の額を改定するため